

魚津市ジビエ利用促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、魚津市補助金等交付規則（平成2年魚津市規則第6号。以下「規則」という。）第21条の規定に基づき、魚津市ジビエ利用促進事業補助金交付（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、魚津市、黒部市、入善町及び朝日町（以下「新川地区」という。）で捕獲した野生鳥獣の肉（以下「ジビエ」という。）の利用及び地産地消を促進するため、市内の飲食店等において、ジビエを加工して提供する目的で仕入れる場合の当該ジビエの購入費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとする。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内において飲食に関連した事業を営む者

(2) 規則附則第2項に規定する市税等を滞納していない者

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、補助金の交付の対象としない。

(1) 魚津市暴力団排除条例（平成24年魚津市条例第1号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者

(2) 前号に掲げる者のほか、補助金の趣旨に照らして補助対象者となることが適切でないと市長が認める者

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費は、令和5年4月1日以降に自らの店舗等において、加工して提供する目的のために仕入れるジビエ（新川地区において捕獲されたイノシシ又はニホンジカのジビエで、獣肉加工施設が加工販売するものに限る。）の購入費用（消費税及び地方消費税に相当する額を除く。以下同じ。）とする。

2 前項の購入費用のうち、国、県又は市の他の補助金を受けているものは、補助対象経費から除外する。

(補助額)

第5条 補助額は、補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）1者につき、補助対象経費の2分の1以内かつ1会計年度につき50,000円を限度とする。

(交付申請)

第6条 交付申請者は、魚津市ジビエ利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、これを市長に提出するものとする。

- （1） 新川地区で捕獲されたイノシシ又はニホンジカのジビエであることを証する書類
- （2） 補助対象経費を確認できる書類
- （3） メニューの写しその他の仕入れ目的を確認できるもの
- （4） 魚津市ジビエ利用促進事業補助金請求書兼振込依頼書（様式第2号）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類（交付の決定等）

第7条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否の決定及び額の確定をするものとする。

2 市長は、前項の交付の可否の決定及び額の確定をしたときは、魚津市ジビエ利用促進事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書（様式第3号）又は魚津市ジビエ利用促進事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、前条第1項に規定する補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- （1） 規則又はこの要綱の規定に違反したとき。
- （2） 偽りその他不正な方法により補助金の交付を受けたとき。
- （3） 前2号に掲げるもののほか、市長が交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

（補助金の返還）

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、その返還を求めものとする。

（関係書類の保存）

第10条 交付決定者は、補助事業に係る経費の内容を明らかにするため、会計帳簿及び関係証拠書類を備え付け、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和5年12月6日魚津市告示第157号）

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示の失効前に第7条第1項の規定による交付決定をした補助金の取扱いについては、この告示の失効後もなおその効力を有する。

魚津市長

宛

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

魚津市ジビエ利用促進事業補助金交付申請書兼実績報告書

魚津市ジビエ利用促進事業補助金の交付を受けたいので魚津市ジビエ利用促進事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請し、併せて実績報告します。

記

1 交付申請額 金 円

2 添付書類

- （1） 新川地区で捕獲されたイノシシ又はニホンジカのジビエであることを証する書類
- （2） 補助対象経費を確認できる書類
- （3） メニューの写しその他の仕入れ目的を確認できるもの
- （4） 魚津市ジビエ利用促進事業補助金請求書兼振込依頼書（様式第 2 号）
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

魚津市長

宛

住 所

氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

魚津市ジビエ利用促進事業補助金請求書兼振込依頼書

魚津市ジビエ利用促進事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

1 補助金請求額 金 円

2 振込口座

金融機関名		支店名						
預金種別	普通・当座・その他 ()	口座番号						
フリガナ								
口座名義								

様式第3号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

魚津市ジビエ利用促進事業補助金交付決定通知書兼額の確定通知書

年 月 日付けで申請のあつた魚津市ジビエ利用促進事業補助金について魚津市ジビエ利用促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次のとおり交付を決定し、併せて額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

魚津市長



補助金交付決定額（確定額） 金 円

様式第4号（第7条関係）
魚津市指令 第 号

住 所
氏 名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名）

魚津市ジビエ利用促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあつた魚津市ジビエ利用促進事業補助金について魚津市ジビエ利用促進事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、次の理由で不交付を決定しましたので通知します。

年 月 日

魚津市長



交付しない理由